

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当該休日は、  
当該日と翌日  
が同一の日)

公布された規則のあらまし

## 目 次

- ◇規則 鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則
- ◇告示 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（県民生活課）
- ◇告示 土地改良区の役員の就退任（農村整備課）
- ◇選管告示 不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正
- ◇教委規則 鳥取県公立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則（高等学校課）
- ◇教委告示 鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則（教務課）
- ◇人委規則 平成十二年度鳥取県立高等学校募集生徒数（人委課）
- ◇公告 改良普及員資格試験の実施（経営指導課）
- ◇調達公告 土地収用法による審理の開始（管理課）
- ◇正誤 平成十一年六月十一日付鳥取県告示第四百三号中訂正

## 規 則

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年六月二十五日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 鳥取県規則第四十四号

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則（昭和四十五年二月鳥取県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第八号を第九号とし、第七号の次に次のように加える。

## 八 中山間地域総合農地防災事業

工事費の百分の一に相当する額及び事務費の百分の一に相当する額の合算額

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

## 鳥取県告示第四百二十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第十条第一項第一号、第二号イ、第五号、第十号及び第十一号に掲げる書類は、平成十一年八月十七日までの間、鳥取県生活環境部県民生活課において公衆の縦覧に供する。

平成十一年六月二十五日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 一 申請のあつた年月日 平成十一年六月十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人鳥取県断酒会
- 三 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

藤井 和雄

申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取県西伯郡淀江町大字淀江六六〇一

## 四 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

この法人は、鳥取県内の酒害に悩む人々に断酒を勧め、自発的決意に依る断酒を実行する者を支援し、断酒によつて明るい人生の建設をめざすとともに、酒害に関する啓発運動を行い酒害の及ぼす社会悪の防止につとめ、広く社会福祉に貢献することを目的とする。

## 鳥取県告示第四百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次とおり上大口土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十一年六月二十五日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理事 沖 忠勝 倉吉市上井三八九	山口 文雄 倉吉市上余戸二六七
河島 忠孝 倉吉市伊木四九	八渡 吉永 倉吉市上余戸二三〇一三三
河嶋 延勇 倉吉市伊木一四二一	ク
中井 岩雄 倉吉市下余戸二九	ク
牧田 邦男 倉吉市山根三二六	ク
砂原 寿一 倉吉市上井町二丁目七一八	ク
高見 峰 倉吉市山根六七〇	ク

伊藤 幸長	倉吉市福庭一一〇五
前野 正義	倉吉市八屋三四
福井 千秋	倉吉市福庭一九三
福井 永康	倉吉市八屋一六三
福田 堯	倉吉市山根四四四一六
徳丸 美英	倉吉市福庭一一一五
角 樋夫	倉吉市海田東町五八一一
監事 福井 篤	倉吉市上井三四八一二
涌嶋 孝人	倉吉市上余戸一三五
平成十一年五月二十四日退任	
就任した役員の氏名及び住所	
理事 八渡 吉永	倉吉市上余戸一三〇一一三
山口 文雄	倉吉市上余戸一六七
中井 岩雄	倉吉市下余戸一九
伊藤 英男	倉吉市下余戸七一
福井 永康	倉吉市八屋一六三
矢木 康雄	倉吉市八屋五六
涌嶋 清吉	倉吉市伊木一四二一一
田中 哲也	倉吉市伊木六九
牧田 邦男	倉吉市山根三四四一六
高見 峰	倉吉市山根六七〇
沖 忠勝	倉吉市上井三八九
砂原 寿一	倉吉市上井町二丁目七一八
中澤 均	倉吉市海田東町五三
徳丸 美英	倉吉市福庭一一一五

**鳥取県告示第四百三十一号**  
 土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次とおり会見地区土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十一年六月二十五日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

監事 赤井 進 西伯郡会見町井上六八三  
 平成十一年五月二十九日退任

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第七十五号

昭和六十一年五月鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号（不在者投票管理者を置くこととができる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

平成十一年六月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅

一の表鳥取医療生協鹿野温泉病院の項の次に次のように加える。

老人保健施設しかの苑

（氣高郡鹿野町大字今市八〇）

## 教育委員会規則

鳥取県公立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年六月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

鳥取県教育委員会規則第七号

鳥取県公立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則  
鳥取県公立高等学校通学区域に関する規則（昭和三十年一月鳥取県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

### 鳥取県立高等学校の通学区域に関する規則

第一条に見出しとして「（趣旨）」を付し、同条中「鳥取県公立高等学校」を「この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第二百六十二号）第五十条第一項の規定に基づき、鳥取県立高等学校」に、「（以下「学区」という。）」に関しては、この規則の定めるところによる」を「を定めるものとする」に改める。

第二条に見出しとして「（通学区域）」付し、同条中「全日制課程、定時制課程及び専攻科の学区は、それぞれ次」を「通学区域は、別表」に改め、同条各号を削る。

第三条を次のように改める。

### （通学区域外の就学）

第三条 前条の規定にかかわらず、教育長が適当と認める事情を有する者については、通学区域外にある高等学校に就学することができる。

第四条から第六条までを削る。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

## 鳥取県教育委員会規則第八号

区分	通学区域
----	------

普通学科		全日制課程		鳥取東高等学校 鳥取西高等学校 岩美高等学校 八頭高等学校 青谷高等学校	鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡並びに東伯郡のうち泊村
専攻科	総合学科	専門教育を中心とする学科	定時制課程		
	県全域	県全域	県全域	倉吉東高等学校 倉吉西高等学校 由良育英高等学校 赤崎高等学校 根雨高等学校	倉吉市及び東伯郡並びに気高郡のうち 青谷町及び西伯郡のうち中山町
	県全域	県全域	県全域	米子東高等学校 米子西高等学校 境高等学校 赤崎高等学校	米子市、境港市、西伯郡及び日野郡並 びに東伯郡のうち赤崎町

備考 全日制課程普通学科のうち教育委員会が別に定める高等学校のコースに係る通学区域は、県全域とする。

## 附 則

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年六月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 岡田 端

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則  
鳥取県立学校管理規則（昭和五十一年四月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表鳥取商業高等学校の項中

八〇人	二四〇人	八〇人	二〇〇人	一八〇人
-----	------	-----	------	------

を

一六〇人	二四〇人	四〇人	一六〇人	三三〇人
------	------	-----	------	------

に改

に改め、同表智頭農林高

普通学科		普通学科	
家庭学科	国際英語学科	家庭学科	国際英語学科
理 数 学 科	国際英語学科	生活デザイン科	普通科
理 数 科	国際英語科	三年	三年
三年	三年	八年	八年
四〇人	四〇人	四〇人	四〇人

六〇人	〇〇人
-----	-----

を

三〇人	二〇〇人
-----	------

に改め、同表倉吉西高等学校の項中「六八〇人」を「六

科					
生活デザイン科	環境科学科	園芸学科	木材加工科	林業技术科	園芸経営科
三年	三年	三年	三年	三年	三年
四〇人		八〇人		七六人	一六〇人

に改め、同表青谷高等学校の項中

一	四
---	---

等学校の項中農業学科			
生活科学科	木材加工科	林業技术科	園芸経営科
三年	三年	三年	三年
			二四〇人

を

家庭学	農業学
-----	-----

四〇人に改め、同表米子高等学校の項中

六〇人	二〇人
-----	-----

を

総合学科
三年
四八〇人

に改め、同表淀江

普通学科
普通学科
三年
三年

に改め、同表米子高等学校の項中

六〇人	二〇人
-----	-----

を

産業技術高等学校の項中
九〇人
九〇人

を

九〇人
六〇人
九〇人

を

普通学科
普通学科
三年
三年

等学校の項中「三六〇人」を「二四〇人」に改め、同表日野産業技術高等学校の項中

一一四人	一二〇人
------	------

に改め、同項の次に次のように加える。

日野高等学校
全日制課程
総合学科
三年
一六〇人

  

黒坂校舎
日野郡日野町黒坂 一一〇七
日野郡日野町根雨三一〇

別表の二の表鳥取盲学校の項及び鳥取聾学校の項中「三三人」を「三三人」に、「二六人」を「二四人」に改め、同表鳥取養護学校の項中「三三人」を「三三人」に改め、同表白兎養護学校の項及び倉吉養護学校の項中「五九人」を「六六人」に改め、同表皆生養護

学校の項中「四八人」を「五一人」に改め、同表米子養護学校の項中「五九人」を「六人」に改める。

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第八号

平成十二年度鳥取県立高等学校募集生徒数を次のとおり定める。

平成十一年六月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 岡田端

一  
全 日 制 課 程

平成十二年度鳥取県立高等学校募集生徒数

鳥取東高等学校名

普通学科

鳥取西高等学校

家庭学科 家庭科学科 八〇八

鳥取商業高等學校

商業學科

鳥取工業高等學校

工業學科

電氣科

青谷高等学校		智頭農林高等学校		八頭高等学校		岩美高等学校		鳥取農業高等学校		鳥取西工業高等学校			
総合	家庭学科	農業学科	理数学科	国際英語学科	普通学科	普通学科	普通学科	農業学科	農業学科	工業学科	工業学科	建	情報技術科
学	生活デザイン学科	環境科学科	森林科学科	園芸科学科	理数科	国際英語科	普通科	生活学科	食品産業科	緑地園芸科	生産流通科	建設システム科	化学技術科
科	一六〇人	四〇人	八〇人	一六〇人	四〇人	四〇人	二八〇人。	一六〇人。	三八人	三八人	三八人	三八人	三八人

	米子高等学校	米子西高等学校	赤崎高等学校	由良育英高等学校	倉吉工業高等学校	倉吉産業高等学校	倉吉農業高等学校	倉吉東高等学校				
総合学科	普通学科	普通学科	普通学科	普通学科	工業学科	家庭学科	商業学科	農業学科				
	流通経済科	普通学科	普通学科	普通学科	環境建設科	情報技術科	電気機械科	生活デザイン科	畜産科	園芸科	農林科	普通学科
四〇人	一六〇人	四〇人	三六〇人	二二〇人。 ただし、文理コース、情報 ビジネスコース、健康スポーツ コース各四〇人とする。	三八人	三八人	三八人	八〇人	四〇人	三八人	三八人	一四〇人
八〇人	二〇〇人	八〇人	二〇〇人	二二〇人。 ただし、そのうち四〇人は 体育コースとする。	三八人	三八人	三八人	八〇人	四〇人	三〇人	三八人	二四〇人

鳥取西高等学校	高等學校名	学科名	募集生徒数	米子南商業高等学校	商業学科
普通学科	(全日制課程計)	二 定時制課程	五、八三〇人	淀江産業技術高等学校	情報システム科
普通学科	総合学科	工業学科	三八人	米子工業高等学校	工業学科
普通学科	建築学科	電子情報科	三八人	境港工業高等学校	水産学科
普通学科	電子機械科	電子電気科	三八人	境水産高等学校	家庭学科
普通学科	食品経済科	情報通信科	三八人	境高等学校	普通学科
普通学科	海洋工学科	食物調理科	三八人	淀江産業技術高等学校	農業学科
普通学科	家庭科学科	生産工学科	三八人	米子工業高等学校	工業学科
普通学科	普通学科	材料化学科	三八人	米子工業高等学校	商業学科
普通学科	土木学科	情報電子科	三八人	米子南商業高等学校	情報システム科
普通学科	電気機械科	電子機械科	三八人	米子南商業高等学校	会計情報科
四〇人	一六〇人	三八人	二四〇人	八〇人	八〇人

鳥取県人事委員会規則第十一号

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢一郎

平成十一年六月二十五日

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

## 人事委員会規則

高等學校名	學科	募集生徒數
普通學科	普通科	約100人
(通信制課程計)		約200人

### 三 通信制課程

鳥取農業高等学校 美和分校	農業学科	産業基礎科
倉吉東高等学校	普通学科	四〇人
米子東高等学校	普通学科	四〇人

（定期制課程計）

一五八人

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表の2の表中

「課長補佐（総務課又は所屬するものに限る。）」に、「

「教育委員会事務局 教育長 次長

「企画財政課出納室長（総務課に所屬するものに限る。）」に改め、

「課長補佐（総務課又は所屬するものに限る。）」に、「

「教育委員会事務局 教育長 次長

「企画財政課出納室長（総務課に所屬するものに限る。）」に改め、

病院	保健センター
院長	事務長
教育委員会事務局	教育長 次長 課長

別表の4の表中

「課長 室長」

に改め、別表の7の表中

「課長」

「課長 出納室長 課長補佐（総務課に所屬するものに限る。）」に、

「保育所所長」

「保育所所長」

長 出納室長	育 園 所長	長 部 局 課長	の を 課長 出納室長 課長補佐 (総務課に所 属するものに 限る。)	に改め、別表の8の表中	保 育 所 地域福祉センター 所長
教育長 教育次長				に改め、別表の10の表中	隣 保 館 所長
		隣 保 館 村 長 部 局 副館	保 村 課長 園長 園長	課長 課長補佐 (総務課に所屬するも に限る。)	保 育 所 所長
室長	育次長	18の表中 教育長 次長	課に所屬す を 課長 出納室長 課長補佐 (総務課に所 属するものに 限る。)	に改め、別表の13の表中	教育長 次長
教育長 課長 室長 同和対策室長				に改め、別表の17の表中	課長 室長 出納室長 課長補佐 (総務 課に所屬するものに限る。)
を				に改め、別表の19の表中	教育長 課長 課長 教育長 課長 教育長 課長
に改					課長 室長 に改 るものに限る。)

め、別表の22の表中

教育委員会事務局	町長部局
	課長 課長補佐 (総務課又は財政課に所属するものに限る。)

学校給食センター	町長部局
所長	課長 地籍調査室長 課長補佐 (総務課に所属するものに限る。)

教育委員会事務局	町長部局
教育長 次長 同和対策室長	課長 地籍調査室長 課長補佐 (総務課に所属するものに限る。)

校長教頭	町長部局
	課長 地籍調査室長 課長補佐 (総務課に所属するものに限る。)

に改め、別表の24の表中

農業委員会事務局	小学校
局長	校長 教頭

小学校	長
	に、

教育委員会事務局	局
教育長 教育次長	長

農業委員会事務局	小学校
局長	校長 教頭

に改め、

農業委員会事務局	小学校
局長	校長 行政改革推進室長 地籍調査室

課に所属す

を

を

保育園

を

課長 出納室長

に、

教育委員会事務

課長 室長 出納室長 課長補佐 (総務課に所属するものに限る。)

に改め、別表の25の表中

課長 室長 課長補佐 (総務課に所属するものに限る。)

に、

保育所

別表の26の表中  
進室長 固定資産評価

に改め、別表の27の表中

教育委員会事務局	村長部局
教育長	課長

所長	局	課長 出納室長										
		課長 室長 るものに限る。)	課長補佐 (総務課に所屬す									
に改め、別表の28の表中			に改め、別表の29の表中			に改め、別表の30の表中			に改め、別表の31の表中			
町長部局	課長 室長 るものに限る。)	出張	町長部	課長 室長	教育委員会事務局	教育長	公民館	児童館	保育所	村長部局	課長 出納室長	
頭 部局 農業委員会事務局			館 事務局 教育委員会事務局			所長 課長 室長 教育長 課長			表中 「 」 課長補佐 (総務課に所屬す る。)			
を		を			を			を				
小学校 農業委員会事務局		小学校 校長 教頭		小学校 校長 教頭		公民館 教育委員会 教育長		保育所	町長部局 課長 室長	に改め、別表の31の表中 課長 室長		
を		に		に		を		を		に改め、別表の31の表中 課長 室長		

長 財政係長	所 を 町 長 部 局 課長 保 育 園	に改め、別表の34の表中	に改め、別表の33の表中
課長 室長 行政係 るものに限る。) 行政係長 財政係長	に改め、別表の35の表中	町 長 部 局 課長 補佐 (総務課に所属するものに限る。)	支 教育委員会事務局 町 長 部 局 課長 補佐 (総務課に所属するものに限る。)
課長 室長 行政係 に改め、別表	に、 保 育	南大山国民宿舎山 莊甘酒茶屋 支配人	教育長 課長 課長 室長 課長補佐 (総務課又は財政課に所属するものに限る。)
			教育長 所長 町 長 部 局 課長 室長 人事係長

試験の標準「試験課題」や「付箋試験課題」が定められる。

監視

の観察せ、公表の用をいたすにあへ。

## 公示告

鳥取県改良普及員資格試験条例（昭和27年12月鳥取県条例第59号。以下「条例」とい

う。）第2条の規定に基づき、改良普及員資格試験を次のとおり実施する。

平成11年6月25日

田曜金 日 取 熊

平成11年6月6日

必須項目	基礎選択項目	専門選択項目
農業経営	作物園芸 植物病理及び昆虫 植物育種 植物生理 土壌肥料 微生物学 生物化学 食品化学及び食品加工 農産家畜衛生 農業水利及び土地改良 農業機械 農業経済 農村社会学 統計学及び情報処理	被服衛生及び被服管理 勤労衛生 人間工学 栄養学 食品化学会社及び食品加工 生物化学 微生物学 食生活 住生活及び住居環境 建築設計 農村計画 家庭経済 生活福祉 発達心理学 健康管理 農村社会学 統計学及び情報処理

(3) 必須項目及び基礎選択項目についての筆記試験は、択一式又は記述式の試験（以下「択一・記述試験」という。）とし、基礎選択項目は、(2)の表の基礎選択項目の欄に掲げたものの中から、1項目を選択するものとする。

(4) 専門選択項目についての筆記試験は、択一・記述試験及び論文試験とし、選択した基礎選択項目に応じ、(2)の表の専門選択項目の欄に掲げたものの中から、択一・

記述試験にあっては3項目を、論文試験にあっては1項目を選択するものとする。その際には、択一・記述試験と論文試験において同一の項目を重複して選択することができる。

(5) 口述試験は、社会常識その他改良普及員として必要な能力について行う。

### 4 受験資格

試験を受けることができる者は、条例第4条各号に掲げる者（条例第5条第1項又は第2項の規定の適用を受ける者を含む。）とする。

なお、条例第4条第2号の知事が別に定める履修基準は、次の表の課程の区分に応じ、同表の履修科目の欄に掲げる科目のうち4科目以上を履修していることとする。

課程	履修科目目				
生物	生態学 微生物学	分類学 生物化学	生理学 有機化学	形態学 土壤学	遺伝学 統計学
化学	物理化学 栄養化学	無機化学 食品化学	有機化学 微生物学	分析化学 生理学	生物化学 統計学
機械	機構学 計測工学	工業力学	電子工学	機械製図 応用数学	電気工学 統計学
土木	水工学 土木材料学	測量学 土木施工法	土質工学 環境工学	構造力学 情報工学	水理学 統計学
建築	環境工学 都市計画	設計製図 建築計画	建築設備 農村計画	住居史 色彩学	地域計画 統計学
保健	労働衛生学 保健管理学	運動生理学 人類生態学	精神衛生 統計学	保健衛生	保健学
法律	民法 環境法	商法 経済政策	労働法 金融論	税法 経済原論	農業法 統計学
経済	経済原論 農業経済学	経済政策 地域経済論	経済原論 統計学	会計学	経営学
経営	経営学原理 生産管理論	会計学 経済原論	簿記 経済政策	マーケティング論 統計学	
社会	社会学原理 家族社会学	農村社会学 地域社会論	産業社会学 統計学	社会心理学 社会調査	
教育	教育原理 青年心理学	教育心理学	教科教育法 教育史	発達心理学	

なお、郵送による場合は、平成11年7月30日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

6 受験願書の提出先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部経営指導課

7 受験願書の添付種類

ア 履歴書

イ 受験資格を有する者であることを証明する書類

ウ 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像のもので、縦4センチメートル、横3センチメートルの大きさのもの）

8 受験手数料及び納付方法

(1) 受験手数料は、3,020円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄により付けて納付すること。この場合、消印しないこと。  
なお、県外に居住する者は、その金額を現金書留で納付することができる。

(2) 既納の手数料は、還付しない。

9 合格者の発表

試験に合格した者の氏名は、試験実施後1月以内に鳥取県公報により公表することともに、合格者にその旨を通知し、合格証書を交付する。

10 その他

(1) 試験に関し不正行為があった場合には、当該不正行為に關係のある者について、その試験を停止し、又はその合格を無効とする。

(2) 受験願書及び履歴書の用紙は、鳥取県農林水産部経営指導課及び各農業改良普及センターにおいて交付する。なお、その交付を郵便により請求する場合は、120円切手をはったて先明記の返信用封筒を同封すること。  
(3) 試験に関する詳細は、鳥取県農林水産部経営指導課（電話 0857-26-7274）に照会すること。

5 受験願書の受付期間

平成11年7月1日（木）から同月30日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成11年 6月25日

鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男

1 期日

平成11年 7月 9日（金）午後2時

2 場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎9階第27会議室

3 件名

県道東伯関金線改築工事（東伯郡関金町大字関金宿地内）及びこれに伴う附帯工事

県公取報

平成11年 6月 25日

東伯郡大栄町大字由良宿1300 鳥取県自動車運転免許試験場  
4 檢定の内容

(1) 学科試験  
ア 警備業務に関する基本的な事項  
イ 法令に關すること  
ウ 車両等の誘導に關すること  
エ 事故の発生時における応急の措置に關すること

(2) 実技試験  
ア 車両等の誘導に關すること  
イ 事故の発生時における応急の措置に關すること

5 受検資格

次のいずれにも該当すること。  
(1) 県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるもの  
(2) 平成11年10月2日現在満18歳以上であること  
(3) 警備業法第3条第1号から第5号までのいずれにも該当しないこと  
(4) 警備員等の検定に関する規則第11条第1項の規定により、検定の合格を取り消された者にあっては、当該取消しの日から起算して3年を経過していること

6 檢定申請書の受付期間

平成11年 8月 2日（月）から同月30日（月）まで

7 檢定申請書の提出先

(1) 県内に住所を有する者にあっては、住所地を管轄する警察署  
(2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあっては、当該営業所の所在地を管轄する警察署  
なお、郵送による検定申請書の提出は、認めない。  
8 檢定申請書の提出部数等  
検定申請書は正副2通とし、次に掲げる書類を添付すること。

1 検定の種別及び級  
　交通誘導警備 2級

2 實施日時  
平成11年10月 2日（土）午前9時から午後5時まで

3 実施場所

<p>(1) 履歴書及び住民票の写し（外国人にあっては、外国人登録証明書の写し）</p> <p>(2) 警備業法第3条第1号に掲げる者に該当しない旨の市町村長の証明書</p> <p>(3) 警備業法第3条第5号に掲げる者に該当しない旨の医師の診断書</p> <p>(4) 警備業法第3条第1号から第5号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面</p> <p>(5) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉</p> <p>(6) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあっては、当該営業所に属することを証する書面（所定の様式によること。）</p> <p>9 檢定手数料及び納付方法</p> <p>検定手数料は、22,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を検定申請書正本の下部欄外の余白にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。</p> <p>10 その他</p> <p>(1) 受検者は、筆記用具を持参すること。</p> <p>(2) この検定についての問い合わせは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0111）にすること。</p>	<p>1 工事の概要</p> <p>(1) 工事名 県立鳥取養護学校体育館等増築工事</p> <p>(2) 工事場所 鳥取市江津</p> <p>(3) 工事内容</p> <p>ア 本件工事は、別途発注予定の電気及び機械設備工事と協調を図り実施する必要がある。</p> <p>イ 本件工事は、別途発注予定の電気及び機械設備工事と協調を図り実施する必要がある。</p> <p>(4) 工事の詳細</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>鉄筋コンクリート造2階建</td> <td>延べ床面積</td> <td>1,218.004m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>建築面積</td> <td>655.879m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 工期 平成11年7月から平成12年3月20日まで</p> <p>(6) 予定価格 315,997,500円（消費税及び地方消費税の額を含む。）</p> <p>2 技術資料の提出ができる者</p> <p>技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。</p> <p>(1) 県内に本店を有する者であること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業（建築一式工事）の許可を受けていること。</p> <p>(4) 平成10年7月鳥取県告示第492号（建築工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格のうち、一般建築工事のA級に係るにものを有すること。</p> <p>(5) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成9年10月1日から平成10年9月30日までの間にあるものに限る。）の結果における建築一式工事の総合評点が900点以上であること。</p>	鉄筋コンクリート造2階建	延べ床面積	1,218.004m <sup>2</sup>		建築面積	655.879m <sup>2</sup>
鉄筋コンクリート造2階建	延べ床面積	1,218.004m <sup>2</sup>					
	建築面積	655.879m <sup>2</sup>					
<p>公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。</p> <p>平成11年6月25日</p> <p>鳥取県知事 片 山 善 博</p>							

## 群大県取

平成11年6月25日

(6) 平成11年6月25日（金）から同年7月5日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(7) 平成11年4月1日（木）から追って通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

(8) 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(9) 平成2年度以降に工事が完了し引き渡しが完了している鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、一棟の延べ床面積が500m<sup>2</sup>以上の建物の建築工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。

(10) 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

ア 平成2年度以降に同種工事に従事した経験を有する者であること。

イ 建築一式工事について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

ウ 建築士法（昭和25年法律第202号）第4条の規定による一級建築士の資格を有する者又は建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する建築施工管理（一級）の検定の合格証明書の交付を受けている者であること。

## 3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成11年6月25日（金）から同年7月5日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県土木部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

## (2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

## ア 提出期間及び時間並びに提出場所

(1)に同じ

## イ 提出方法

持参すること。

## (3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

## 4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されるとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行が成されないと認められるとき、又はその者と契約を締結する

ことが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

19 平成11年6月25日 金曜日

鳥取県公報

第7090号

平成十一年六月十一日付鳥取県告示第四百三号（土地改良区の役員の就退任について）  
中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

五 頁 段 行

誤

淀江字田川土地改良区  
淀江字田川地区土地改良区

正

正 誤